

緊急通報装置貸与事業について（モバイル版緊急通報装置）

対象者	・おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者世帯または長時間にわたり同居家族が不在（日中独居）となる世帯で、現病歴・既往歴等により日常生活に注意を要する方。 ・携帯電話の操作が行える方。（充電、取扱い等）
利用料	緊急通報装置を貸与した月から月額500円（生活保護世帯は無料）
設置要件	モバイル版緊急通報装置の利用には固定電話や携帯電話等の通信手段を有していることが必要です。機器の利用は自宅内に限ります。単独NTTアナログ回線を利用している場合には、電話回線利用型（本体機器とペンダントの貸与）もあります。 ※3か月に1回、事業受託業者よりお伺い電話が入ります（サービス内容③参照）。その際は貸与されたモバイル端末ではなくご自宅の固定電話または携帯電話にご連絡します。
申請方法	次の書類を高齢福祉課へご提出ください。 【必須提出書類】 申請書 【任意提出書類】 協力員引受承諾書※ 提出書類は市ホームページからもダウンロードできます。 ※協力員引受承諾書に記載の協力員は、原則利用者宅におおよそ5分以内に駆けつけることが可能な方としています。登録は必須ではありませんが、速やかな駆け付けのため登録することをおすすめしています。
申請後の流れ	市職員が本人（またはご家族）から聞き取り調査を行います。 利用決定となりましたら、当市から発送する決定通知書に同封されている口座振替用紙を記入のうえ、事業受託業者に返信用封筒で発送してください。 その後、事業受託業者がモバイル版緊急通報装置をお届けします。
サービスの内容	① 緊急通報 利用者が急病となった場合に、モバイル版緊急通報装置のボタンを押すと、受信センター（看護師、保健師などが常駐）に通報が入ります。 【本人の応答がある場合】 受信センターが利用者に状況確認をして、利用者の要望により救急車の手配等の必要な対応を行います。 【本人の応答がない場合】 受信センターが、登録した協力員またはALSOKの警備員に電話連絡し、利用者の安否確認を行ってまいります。協力員及び警備員は、確認した状況報告を受信センターに電話連絡します。受信センターでは、その報告により救急車の出動を消防署に要請するなど、必要な対応を行います。 ② 相談 モバイル版緊急通報装置のボタンを押すと受信センターにつながり、相談員が利用者の体調などについての相談を受けます。病状を訴える方に対しては看護師が相談に応じて病院への受診をアドバイスしたり、救急車の出動を消防署に要請したり必要な対応を行います。 ③ お伺い電話 受信センターから3か月に一回、利用者の安否確認を行います。 ※お伺い電話の際は固定電話または携帯電話へのご連絡となります。 ※旅行、入院等で長期間自宅を留守する場合は、受信センターへご連絡ください。 ※ALSOK警備員による駆け付けは利用者の安否確認が目的で、防犯及び介護・介助のためのサービスではありません。

緊急通報システム通報の流れ

●ご利用者

★通報装置のボタンを押すだけで通報できます。

自動通報

●受信センター

★24 時間、看護師・相談員がお待ちしております。
★緊急時と判断したら救急車や消防車を呼びます。
★必要に応じて、ご近所やご親族などに連絡。

電話確認

出動

必要に応じて
確認依頼

出動要請

★ご近所の方などに様子を見てもらいます。
★負担が軽くめったに手間をおかけしません。

確認

救助

または

●ご近所の方やご親族の方
(協力員)

●ALSOKの警備員
(駆け付け員)

●消防署・救急機関

★消防署・救急機関に素早く出動を要請します。

携帯型

あんしんペンダント5の特徴



自宅の何処からでも
通報・通話が可能



電話回線の工事が不要
設置場所をとりません



ストラップ付きで安心
※ストラップは写真とは
異なる場合があります



携帯電話の電波のため
電話回線が不要

充電器写真



充電した時の写真



特記事項

・固定の電話回線か携帯電話のどちらかが必要です。
・インターネット回線でも問題なく利用できます。



緊急・相談ボタン

※ペンダントひとつで
通報と会話ができます

(※2 本体サイズ(mm) 幅51×高さ90×奥行18.5)
101g